原子力規制委員会記者会見録

● 日時:平成31年1月16日(水)

● 場所:原子力規制委員会庁舎 記者会見室

● 対応:更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を 始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、ヨシノさんから。

○記者 テレビ朝日、ヨシノです。よろしくお願いします。

東海第二原発に関する規制庁の現地説明会が東海村から始まりまして、私はVTRで全部見たのですけれども、まず、2時間の枠の中で資料が79ページありまして、1時間45分の説明が行われてしまったということで、正直、会場からいい加減にしろという声も飛び、それから30分延長して質疑がありました。というような状況で、もうちょっと住民の方に対する説明の在り方というか、分かりやすいやり方が、模索中だとは思うのですが、この辺については、何かお考えがありましたら教えてください。

○更田委員長 確かに事前にこの資料でと言われたので、渡されはしたのですよ。渡されはして、79ページとおっしゃったっけ、とにかく分厚かったし、網羅的なので、これでやるのというのは確かに印象として持ちました。ただし、審査に当たった者からすれば、条文にきちんと対応させて網羅的にと考えがちで、講演会でもなければ講義でもないので、勝手にめり張りをつけることが許されないと考えがちなのだろうと思います。おっしゃるように改善の余地はあるだろうけれども、やはり幅広い方がいらっしゃる中で、ポイントをどこに絞るかはなかなか難しいと思います。特に茨城県那珂郡東海村で、いらっしゃる方は多分、多様。ただ、これは県の設定の問題ですけれども、3連休の中日ということもあって、会場のキャパシティからすれば、余り多くの方の御参加はいただけなかったと聞いていますけれども、そういった中で説明しようとすると、どうしても網羅的な説明になる。ですから、伝え方の難しさというのは、本当に難しいと思います。改善の余地もあると思います。ですから、関心の高いところに焦点を絞ってということなのでしょうけれども、関心もそれぞれであろうからということで、一朝一夕には、すぐに改善するのはなかなか難しいだろうと思いますけれども、めり張りをつけるようにというのは心がけてもらうということだと思います。

それから、報道されているものを読む限りにおいては、難解であるとか、専門用語が 頻出するとか、これもどうしてもいたし方ないところがあって、特に専門性を高めれば 高めるほど、それをかみ砕いて平たく話すというのはどんどん難しくなってきますので、本当に難しいチャレンジではあるのですけれども、そうだといって、仕方ないのだと突き放すのではなくて、努力はしてもらいたいと思いますし、私も含めて委員も、協力できれば協力したいと思います。

- ○記者 それから、私が聞いている範囲では、住民の方の御関心は大きく3つあったと思います。まず、本当に安全かと。これは規制庁のマターだと思うのですが、それ以外に皆さんの御関心が高いのは、事故が起きた場合、どうやって避難したらいいのというのが2つ目。それから、3つ目は、工事費用も捻出できない原電が事故が起きたときに賠償できるのかと、賠償するのは一体誰なのかという質問もありました。あとの2つに関しては規制庁マターではないとは思いますけれども、原子力について地元のおじいちゃん、おばあちゃんが聞きたいことを規制庁が答えられないのであれば、答えられる内閣府や資源エネルギー庁などと一緒に開催するのが一番手っとり早いのではないかと思うのですが、その辺、いかがお考えでしょうか。
- ○更田委員長 例えば、2つ目の避難などは、自らの行動が防護策の中に組み込まれている わけですね。ですから、施設が事故を起こす、起こさないといったことは、十分な説明 を聞いた上で、最終的には委ねるしかない部分が住民にとってはある。私も実は東海文 化センターのすぐそばに家がありますので、そこで子供も育てたし、家族で住んでいた わけですけれども、いざ事故が起きたときには、施設の安全性はその施設の人に委ねる しかないけれども、何かが起きたときの防災上の防護策には自分の体が参加して行うわ けだから、当然、住民の方の御関心は高いのだろうと思います。

御指摘のように、答えられる人というのですけれども、これはこちらから指定するというよりは、これは県主催の説明会ですので、県の方でお考えになるべきだろうと思いますし、また内閣府の原子力防災担当が参加するのも一つの考え方であろうと思うし、私たちは資源エネルギー庁と並びたくないという思いはあるのですけれども、推進側は推進側として説明の機会を持つのであれば持てばいいと思っていますけれども、施設の安全性と防護策の妥当性等に関して、1つは国側のですけれども、あくまで計画を立てるのは県ですので、自治体ですので、そういった意味では、こういった説明会で自治体御自身が説明する機会をお持ちになるかどうかはそれぞれの自治体の御判断だろうと思います。

それから、資金といいますか、工事費用に関して、事故が起きたときの賠償、これはなかなかに難しい問題ではあると思いますけれども、今回は施設の安全性に主眼が置かれた説明会だったので、規制庁が出席して御説明したわけですけれども、こういった問題はやはり主体である原電が問われてしかるべきであろうし、さらに言えば、御関心があれば、国の、具体的に言えば資源エネルギー庁等が考慮してしかるべきことだと思いますので、これは要望ではありますけれども、できれば、そういった論点、関心に関しては、別の機会を設けていただきたいと思っています。

- ○司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。では、マルヤマさん。
- ○記者 TBSのマルヤマです。

今日の5番目の議題で、津波警報のない津波に対する原発の備えというのが議題に挙がっていましたが、委員長自身はその津波の対応についてはどのようなお考えを持っているのか、改めてお聞かせ願えれば。

○更田委員長 余り内幕をお話しするのはよくないとは思うのですけれども、インドネシアで津波が起きたときに、海外の報道機関のウエブサイトで、コンサートみたいなものをやっていたのですね。そこへいきなり津波が来たという映像を見て、いかに警報が発令されていない状態で、全く考慮していなくて、しかも海岸の近くにあれだけの人がおられて被害に遭ってしまわれた。その映像が非常に印象的だったこともあって、翌日、幹部職員に、もちろん基準津波を設定する際には、地震起因によるものと、それから、海底内の地すべりによるものとを足し合わせて私たちは新規制基準の適合性審査を行っていることは承知していたので、そういった意味で、警報が出ないような津波への備えはきちんとしているという理解ではいたのですけれども、一方で、では、どのくらい警報が出ない津波というのはやってくるのかというのはサイトごとに考慮しておいてもいいだろうということで、地震・津波の担当部門に当たりをつけてもらうように、幹部職員に、指示というほど大げさなものではないですけれども、そういう会話をしました。

確かに発電所の運用の場合、大津波警報が出た場合には、事前に原子炉を停止させるとか、警報に対する備えはきちんと考慮されている。ただ、多くの場合は、警報が出ないような津波に対しては、防潮堤は十二分の高さがあるので、その津波がやってきたところで施設が深刻な状態になるとは考えられないけれども、一方で、その際に点検等や巡視等で、様々な部署に職員の方がおられるだろうし、そういったこともあって、我がでもし警報が出ないケースで一定程度の津波が来たらどうなるかというのは、この際だから考えてみようということで、中で少し議論しました。関西電力のケースに関しては評価してもらわないと分からない、しかも、直ちに危険という問題ではないけれども、そういった評価の中で改善点が浮かび上がってくるかもしれないので、まず評価して議論してみようというのが今回の取組です。

- ○司会 御質問のある方、いらっしゃいますか。ミヤジマさん。
- ○記者 『FACTA』のミヤジマです。

全然別の話ですが、年末に日本原電のトップが2Fの元所長だった増田さんになったと。 ここはとにかく、再処理については23回延期ですとか、我々の目で見てもガバナンスが めちゃくちゃなのだとしか思えないのですが、これまで東電の広報だとか、総務だとか、 全く原子力と関係ない人にやらせたこと自体、私は間違いだとずっと思っていたのです が、一応、2Fの所長の増田さんが社長となったわけですけれども、受けとめというか、 期待感があったら伺いたいのです。

○更田委員長 余り個別の人事に関して言及してしまうのもいかがなものかと思うのですけれども、増田さんのことはよく知っています。ミヤジマさんがおっしゃったように、東日本大震災のときに福島第二原子力発電所の所長で、到来する津波に備えて、外部電源が喪失している中で、かなりの距離ですけれども、ケーブルを引き回して、補機冷を守るための戦いの陣頭指揮をとった人物です。現場との距離感の非常にしっかりした人で、そういった意味で、現場を率いるという経験に関しては、海外からも非常に高く評価された、実績を持った人物だと思います。ですから、そういった現場との距離の近い人が経営のかじを握るということは、当然期待される面もあるし、一方で、あれだけの組織の社長という立場は様々な要素が要求されるだろうから、現場指揮官タイプの人がトップとしてかじ取りをされることのよい面と、それから、まだまだ様々なチャレンジを抱える面とがあるでしょうから、近いうちに会う機会を設けて、彼とも、安全文化の醸成であるとか、あるいは管理体制の引き締めに関して、どのような所見を持っているか、意見を持っているか、意見交換の機会も持ちたいと考えています。

○司会 よろしいですか。

ほか、御質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。それでは、オオ サキさん、最後でいいですか。

○記者 NHKのオオサキです。

今日、一応決まったということになるのか、議題1であった重点課題ですけれども、四つ挙がったのですかね。それぞれあるかとは思うのですけれども、一つ、放射性廃棄物についての取組ということが入ったということがありました。ウラン廃棄物を含む低レベル放射性廃棄物の浅地中処分についての規制基準等々の整備ということなのだと思うのですけれども、今年、なぜこれに重点的に取り組むのかということ、それから、具体的にはどんなことを進めていこうとされているのかということについて、改めて伺えますでしょうか。

○更田委員長 一つは、処分がなかなか進まないがために、施設の廃止措置が滞るようなことがあってはならないと思っています。望ましいことではないと思っています。ですから、特に低レベル廃棄物、これから原子力施設の廃止措置がいくつも進む中で、低レベル廃棄物は随分出てきます。クリアランスされないものに関しては、L2、L3という言い方をしていますけれども、ピットやトレンチといった比較的浅いところへ埋設処分をしていく。

これは、規制基準等は既に整備されている部分はありますけれども、特に例を挙げるとすれば、ウラン廃棄物に関しては、まだその基本となる決心がついていないと言うと、 ふさわしいのか。というのは、ウラン廃棄物というのは、線量のピークが随分たってか ら立ち上がる。時間が経過してからの方がより放射線の強度が高くなるというような性質を持っていて、一方で、ウランは天然にも存在する核種なので、ウラン廃棄物に関しては、独自のアプローチをどうしてもとらなければならない。

そのときの規制の考え方というのは、随分長年にわたって議論されてきた経緯はあるけれども、なかなか規制当局としての決心がついてこなかった経緯があるので、これについては、難しい問題だから後送りということではなくて、やはり私たち自身、非常に難しい判断にはなるとは思いますけれども、時間を区切って判断をしていきたいと思っています。

それから、低レベル廃棄物全体にわたって言えることですけれども、例えば保管体で保管の名のもとに非常に長期間にわたる保管が計画されている。先般も日本原子力研究開発機構で「ドラム缶問題」という言い方をしていましたけれども、また、保管体の性状もいま一つ把握しかねているような状態で、これからひとつひとつ開けて点検しますであるとか、何十年もかけて。

そうではなくて、比較的合理的な期間内に保管体を埋設体として処分できるような仕組みというのを、どうしてもこれを現実的に考えると、非常に多数のドラム缶をひとつひとつ開けて中を調べて、詰め直して、またそれが保管体ですと。では、いつになったら処分になるのか。次世代どころか次々世代にそのツケを回そうとすることになりかねないので、やはり合理的な期間内に処分が進むように、低レベル廃棄物の問題は考えるべきであろうと思っています。

それから、クリアランスレベル、クリアランス、これは例えば発電所の廃止措置を進めれば、今までは金属だけですけれども、コンクリートが出てくる。このコンクリートのクリアランスに関しても、今まで実績を積んでいないので、その検認方法等について明確にしていく必要があるだろうと思っています。

- ○記者 そのうちのウラン廃棄物について、会合の中でも非常に難しい判断が求められる ところになるという御見解だったのですけれども、やはり我々にとって関心があるのは 処分の安全性というところだと思うのですけれども、それについて、一般にもある、天 然にも存在するウランの処分というものの論点として、何が一番難しい論点になり得る と考えておられるのか教えていただけますか。
- ○更田委員長 基本的なアプローチとしては、やはり独自の、独特のアプローチをひねり出そうとするよりは、ウラン廃棄物に関しては、ここ数年の間に国際的な議論がまとまったというか、端的に言えば、IAEAがウラン廃棄物に対するアプローチについて明確にしたのは、そんなに昔の話ではないです。ごく最近のことだろうと思います。ですから、判断としては、そのIAEAの考え方を我が国として採用できるかどうかというのがまず最初のポイントだと思います。

では、何が難しいのかというと、線量基準で捉えようとしたときには、他の廃棄物と の間に違いが出てくるというのが一番難しいところだと思います。結局、線量を評価し てどうこうというアプローチをウランに対してとろうとすると、他の廃棄物とは随分異なるアプローチなので、IAEAの場合はもうそれはそういうものだとしているので、この態度というか、アプローチを我が国も受け入れることができるかといったところが一番のチャレンジだと思います。

- ○記者 具体的に言うと、通常の地中処分というのは、減衰していくことを前提にしながら、だんだんと管理を離していくということをアプローチの手法としてとっているけれども、先ほどおっしゃったように、ピークが後に遅れてくるというウランの場合に、同じアプローチをとることができるのかということになるということでしょうか。
- ○更田委員長 おっしゃるとおりです。ウラン以外のものに関して、例えば管理終了時点での線量等を考慮したときに、他の廃棄物と同じアプローチとしてしまったら、ウラン廃棄物は処分できないという結果になります。したがって、国際的なIAEAなどの考えを受け入れて、ウラン廃棄物に関しては、ウラン廃棄物としての「許容」という言い方をするとおかしいけれども、例えば管理終了時点における線量の評価値等に関してという押さえ方ではなくて、処分時点での濃度というようなアプローチをとるということになるのだと思いますけれども、IAEAがこう決めたからといって、それを国内に取り入れようとしても、やはりどうしても他の廃棄物との比較の観点からいえば、抵抗を覚える人も当然いるだろうと思いますので、これは国際的な一般的な考え方を導入するか、しないかに当たって、規制当局としての決心・決断が必要になる課題だと思っています。
- ○司会 お二方ですね。では、マツヌマさんから。
- ○記者 赤旗のマツヌマです。

津波警報がないときに来た津波の影響についてなのですけれども、水門の問題なんかは、ゲートがある運用のところは二つだけなのでということのようなのですけれども、ただ、一般論として、警報が出たときに、例えば港のところにある船とかを出すと。それによって、例えばそれが漂流物になる評価をスキップさせたりしている現場、東海第二なんかは確かそうだったと思うのですけれども、そういう原発なんかに関しても、これは警報なしで来ても大丈夫というのは確認されているのでしょうか。

○更田委員長 それは警報なしで来る津波の程度による。今、設計基準津波というのは、 地震起因のものと地すべりのものを足し合わせていますけれども、そのときに、地すべ りのものだけを取り出したときに、それが漂流物を生むような規模の津波かどうかにも よると思っています。

個別のサイトの事情に関しては、私、ちょっと今この時点では承知していないので、多分、どこのサイトでも地震起因に対して一定程度地すべりのものを足しているので、その地すべり程度のものというのが、例えば数センチ、数十センチ程度のものだったら、漂流物に対して影響はないだろうし、それが2メートル、3メートルとなったときにどうなるのかというのは、ちょっと今の時点で私は承知はしていないです。

- ○記者 そうすると、それは大丈夫だという話はまだ聞いているわけではないということですね。
- ○更田委員長 そうですね。私は聞いているわけではないです。
- ○記者では、担当課に聞いてくれという感じですか。
- ○更田委員長 はい。
- ○司会 それでは、後ろへ行って、ヤマグチさん。
- ○記者 プラッツのヤマグチです。

先週もちょっとお伺いした点、運転のサイクルを延長するというような、これは現実的に全然起こっていない話で、細かい点で恐縮なのですが、もしそういう申請が将来的に出たとするならば、規制庁としてはそれなりに対応していくと先週おっしゃったかと思うのですが、具体的な、もしおわかりであれば、その手続として、再稼働に似たような書面でアプライして、審査をしていって安全性を確かめ、問題なければ認可していくというような大ざっぱな手続になり得るものなのでしょうか。

- ○更田委員長 これは明確で、現在、核燃料は型式認証の対象とされているわけではありませんので、通常の原子炉設置変更許可申請というのを行うことになります。ですから、プラントごとに変更申請がなされて、それに対していわゆる安全審査を行って許可を出すという、そういう手順になります。ですから、かかる時間は随分違うかもしれないですけれども、今、いわゆる新規制基準適合性審査と言われているものと同様のステップを踏むことになります。
- ○記者 もちろん震災後はそういった事例はないわけでしょうけれども、済みません、不 勉強で。
- ○更田委員長 震災前もそうですけれども、例えば燃料で運転サイクルを長くするとか、 あるいは燃料の燃焼度制限を上げる。要するに、より長く燃やせるようにするとか、そ ういったものは全て原子炉設置変更許可を受ける必要がありますので、いわゆる通常の 安全審査のプロセスを経て許可されるという形になります。
- ○記者 不勉強で済みません。震災前は実際にそういった申請があり、審査して認可し、 行われたという実績というか、経緯があるのでしょうか。
- ○更田委員長 運転サイクルについては、私、承知していないし、多分ないだろうと思う のですけれども、先ほど申し上げた燃焼度制限というものに関して言えば、過去、段階 的に引き上げられてきた経緯があります。でも、これも発電所ごとに申請が行われて、 変更が許可されるというプロセスを踏んでいます。
- ○記者 二つ目、以前、東電が組織の変更をするということで保安規定変更の申請をし、 若干懸念されていたということで、それを取り下げたという経緯がありましたけれども、 その後、何かしら東電からは全然まだ。
- ○更田委員長 その後、静かです。

- ○記者 ありがとうございます。
- ○司会 それでは、よろしいでしょうか。 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

- $\overline{\uparrow}$ -